

## 憲法第96条の改定に反対する意見書

憲法第96条は「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と定めている。

憲法第96条の憲法改正規定が、一般の法律と異なり、特に各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議を要件としたのは、「立憲主義」の遵守によって権力の乱用を縛り、憲法第9条の平和主義や人権保障を守るためであって、時の政権の都合で勝手に憲法が改定されないようにするためである。

したがって、憲法改正規定の第96条を厳格に遵守させることが必要不可欠である。

最高法規である憲法の改正の発議要件を緩和し、過半数の議員の賛成で憲法を改正することは立憲主義に反するものであり、日本国憲法のもとでは絶対に許されない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、立憲主義を守り、国民の権利を国家権力から守る立場に立ち、日本国憲法第96条の改定を行わないよう強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月25日

三鷹市議会議長 伊藤俊明